別記様式第６（第６条第３項、第８条第３項関係）

失効届出

（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 23 第１項関連）

年　　月　　日

殿

住　　所
氏　　名
電話番号

年　　月　　日付けの国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 23 第１項の規定による届出に係る 約束の効力が失われました / 地位に就くことが見込まれないこととなりましたので、届け出ます。

（記載上の注意）

職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号）第 26 条第３項の規定により、在職中に当該失効届出を行う場合については、「約束の効力が失われました」と記載し、同令第 29 条第２項において準用する同令第 26 条第３項の規定により、離職後に当該失効届出を行う場合については、「地位に就くことがみこまれないこととなりました」と記載すること。